

## 令和6年度生駒市人権施策審議会（第2回）会議録

1 日 時 令和7年2月20日(木) 午後3時00分～午後4時00分

2 場 所 たけまるホール 研修室6

3 出席者

委員 石倉委員、三成委員、富島委員、西本委員、窪田委員、東委員、奥本委員、  
山根委員

事務局 小林総務部長、福山男女共同参画プラザ所長、木原人権文化センター所長、塚  
崎人権施策課係長

4 欠席者 諸岡委員

※会議公開（傍聴者数0名）

### 【会議の内容】

(事務局) <開会><録音許可><職員紹介>

(事務局) <傍聴者報告(0名)>

<会長及び副会長の選任>

[委員の互選により、会長に石倉委員、副会長に三成委員を選出]

(会長) <開会挨拶>

(事務局) ありがとうございます。会議につきましては、生駒市人権施策審議会規則第5条第  
1項で「審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。」と規定されていますの  
で、会長に議事進行をお願いいたします。

(事務局) <配布資料確認>

(会長) では、案件1「今年度の人権施策に係る事業報告及び来年度の事業予定について」事務  
局から説明をお願いします。

(事務局) <案件1「今年度の人権施策に係る事業報告及び来年度の事業予定」について説明>

(1) 人権施策課所管分の説明（資料4-1、4-2）

令和6年度事業実績（資料4-1）及び令和7年度事業予定（資料4-2）の報告

(2) 男女共同参画プラザ所管分の説明（資料4-3、4-4）

令和6年度事業実績（資料4-3）及び令和7年度事業予定（資料4-4）の報告

(3) 男女共同参画プラザ所管分の説明（資料4-5、4-6）

令和6年度事業実績（資料4-5）及び令和7年度事業予定（資料4-6）の報告

(会長) 説明を頂きました。それではただ今の説明頂いた内容について、ご意見やご質問はございませんか。

では私から質問をしたいのですが、人権施策課の令和6年度実績について、映画、破戒やこどもじんけん映画会では、参加人数が多いですね。講演については…金澤さんの講演は有名な方でもあり参加が多かったですが、映画上映は人権啓発には参加人数が多く有効なのか、どういう状況だったのかを説明願いたい。

(事務局) 映画「破戒」の上映につきましては、今回学校の先生方の団体である「生駒市人権教育研究会」と共催し、先生方の研修も兼ねた事から教職員の参加も多かったこと、また市民等の一般参加者も多く、遠くは津市や大阪市にお住まいの方にも参加いただきました。広く広報し、無料でもありましたので、そのような事由で参加者数が多かったものと考えております。

講演型の市民集会については、全般的な傾向として、ネームバリューのある方や参加者が聞きたい内容のテーマ性によって、参加者数に差が出てくるところは致し方ないところと考えており、そのあたりで各講演での参加者数にばらつきがございました。

「こどもじんけん映画会」については、こどもを対象にしていることから、こどもが興味を持って見たいと思うもの、人権についても、友情とか悪い事に立ち向かうといったより分かりやすい内容とし、また親子で参加して頂ける内容で、こどもに人気の高い映画を選定しました。これらのことから参加人数が多かったと思われま

す。参加人数が少なかった講演についても、参加者からは好評頂いています。パートナーシップに関する講演であったり、人道の港敦賀の講演であったり、話を聞いていただいた参加者からは、すごく良かったという感想をアンケートで頂いています。どうやって参加して頂くかというのは、今後の課題と感じております。

(会長) 多言語通訳システムの「KOTOBAL」について、県内で本市が最初の採用とのことでしたが、これはどんなものですか。

(事務局) タブレット型の通信端末として、複数の外国語について、遠隔で専門の通訳者とオンライン上で画面に映し出して通訳してもらう方式、その中には手話通訳もあります。もう一つはAIによる機械通訳方式で、これは公共窓口の専門用語の翻訳も対応しています。端末は、市役所の各窓口で外国の方の来訪された際に貸し出しています。

(会長) これは庁内だけで使えるものですか。通訳者が画面に出てくるのですか。

(事務局) インターネット環境があれば、庁外でも使用可能です。またオンライン上で画面に通訳者を映し出して使用することが出来ます。

(会長) 活用実績はどれぐらいですか。

(事務局) 令和6年度から導入しまして、昨年の4月～11月末までの貸出回数は、通訳者を映し出す方式で6回、機械通訳方式で10回 計16回の利用がありました。

なお対応言語については、機械通訳では外国語31言語とやさしい日本語、通訳者を

映し出す方式では、外国語が 12 言語と手話となります。

(委員) 端末は 1 台で足りていますか。使用頻度から考えると 1 台で足りている感じですか。今後増やす予定とか。

(事務局) 方向性については、国際系の所管なので答えづらいのですが、導入してから 9 か月間で 16 回の使用ですので、今のところは 1 台で足りているのではと思います。

(会長) 他にご意見はございますか。

(事務局) 資料には書いていない事で、活動状況の報告の共有ですが、先ほど石倉会長の挨拶でも述べられていたインターネット上の動画サイト「Youtube」において、地域を映してその動画を配信しているものがあります。生駒市内を映した動画もあり、解放同盟の方からも指摘がありました。動画では特に差別的な発言があるという訳では無いが、動画を視聴したところ、内容的には良くないということで、県内自治体の加盟組織である「啓発連協」(奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会)に相談して、差別に該当するとして、啓発連協を通じて、法務局等に削除を要請していただいた事案が今年度ございました。ただ、今のところは削除されていない状況となっておりますので、今後様子を見て、啓発連協と協議しながら来年度も進めていきたいと考えております。

それと、これも啓発連協からとの話ですが実は国の方で「情報流通プラットフォーム対処法」の制定を進めており、通信事業者に対する、インターネット上の違法・有害情報に関し、防止するためのガイドライン(案)が示されました。それを受けて、パブリックコメントの募集がされたことから、「部落差別に関する書き込み等について、もっと規制されるよう、ガイドラインに明確に記載してもらいたい。」という主旨の意見を市からも回答しました。

また後ほど説明しますが、来年度以降に「生駒市人権擁護に関する条例」の見直しをかけていきたいと思っておりますので、皆様のご意見を頂きながら、新しい課題に対しても対応できるようにしていきたいと考えています。

(会長) 他にご意見はございますか。なければ、次に案件 2 の「来年度の審議案件について」事務局から説明願います。

(事務局) <報告概要>

- ・資料は「第 6 次生駒市総合計画 第 2 期基本計画アクションプラン」から人権施策審議会に関わる 2 事業を抜粋した。

- ・具体的な審議スケジュールや審議内容は、来年度の審議会で実施

①「パートナーシップ宣誓制度の他自治体との連携やファミリーシップ宣誓への拡充検討」(資料 5-1)

- ・令和 6 年 11 月からは、パートナーシップ制度を導入している自治体間連携ネットワークに加盟し、宣誓者が他の自治体に転入・転出した際に、再度の宣誓や独身証明書の提示などが無いよう負担軽減を図った。令和 6 年 11 月時点で 169 の自治体と連携

- ・令和7年度では、ファミリーシップ制度について、審議会で意見を伺いたい。  
県内でパートナーシップ制度を実施している自治体は11自治体、うち奈良市、天理市の2自治体がファミリーシップ制度を導入

②「生駒市人権擁護に関する条例」の見直し及び人権啓発（資料5-2）

- ・現条例は平成6年に策定されたが、その間社会情勢等が大きく変化している。  
特に、情報化社会の進展に伴い、インターネットによる人権侵害が大きな問題になっており、また2016年に施行された、人権三法（部落差別解消推進法、障がい者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法）についても、令和5年度に実施した「人権についての市民アンケート調査」の結果、周知が十分とは言えない状況にある。  
これを踏まえ令和7年度に、現条例の見直しやその周知方法等について、審議会で諮り、ご意見を頂く予定。

（会長）ただいまの説明について、何かご意見はございますか。

（委員）資料の5-2で来年度の予算額126千円が計上されているが、これは旅費か何かですか。

（事務局）人権施策審議会開催に伴う委員謝礼になります。通常実施回数分とは別枠で、条例改正に伴う審議会開催回数分を計上しております。

来年度は、人権施策審議会の回数を増やして、お集まりいただくこととなりますので、よろしくをお願いします。

（委員）令和8年度分の予算も同じということですね。

（事務局）そのとおりです。

（会長）資料5-1のパートナーシップ制度については、令和8年度にリーフレット作成費で50万を計上ということですね。

（事務局）はい。補足説明させていただきます。パートナーシップ宣誓制度の導入に合わせて、啓発用リーフレットを作成済ですが、リーフレットに掲載されている内容に変更が生じていることから、今年度に改訂を進めております。また令和8年度分につきましては、令和7年度の審議内容を踏まえ、改訂することも予定しているという次第です。

（会長）他にご意見はないですか。では、その他事項について事務局から報告願います。

（事務局）＜「令和7年度人権を確かめあう日記念市民集会」、「山びこ講座」のご案内など＞

（会長）質問ですが、山びこ講座の講師選定はどのようにして行われているのですか。

（事務局）はい。人権施策課に会計年度任用職員として、元学校の先生方が配属されていまして、その先生方が県や各種団体の講演や研修に参加され、その講演内容やテーマについて事務局会議で情報共有されて、講師を選定されています。

山びこ講座年間計画表欄の下に、生駒市人権教育推進協議会が主催となっています。

この協議会は老人クラブや自治会など、生駒市内のいろんな団体と人権を一緒に取り組んでいくために構成された団体です。生駒市も構成員ですが、その事務局が人権施策課の中にあり、先ほど申した職員は、事務局を兼ねているという事です。その事務局職員と協議会の会長で、相談されながら、研修に行かれた際に良かった講師や、会員の中からこのようなテーマで講演してほしいという要望を踏まえ、予算で決められた回数分について、講師を選定されているという次第です。

今年度は日本被爆者団体協議会がノーベル平和賞を受賞され、世界的にも話題となりましたことも踏まえ、ヒロシマについても学習して頂こうということで、第6回に入れさせていただきます。

(会長) 他にご意見はございますか。無いようでしたら、以上をもちまして、第2回生駒市人権施策審議会を終了いたします。

<閉会>